



その頃の読書経験

法学部教授 高橋 貞夫

この館報が出る時は卒業生を送り、新入生を迎える頃である。その頃の読書経験を少し記そう。

大学に入学して法学を専攻したとはいえ、決して法律書を読むことが楽しく思ったわけではない。堅苦しく無味乾燥に感じたことは、多くの学生諸君と同じである。ただ法学を専攻したからには法律書を読まなければ、という一種の義務感のようなものが法律書に向かわせたように思う。このようなわけであるから、当時標準的教科書といわれた、例えば我妻栄・民法講義などを何度も繰り返し読んだ。一回通読するごとに裏表紙に印をつけた。数百頁のものを精読することは大変苦痛であり、忍耐のいることである。回を重ねるに従って階段を昇るような気がしたかと思うと、また一拳に崩れ去るような気持ちにもなった。かくして十数回の印のついたものも何冊かできた。このような法律書の読み方に比べ、その間に読んだ歴史・経済・社会学などの本は、ある種の解放感さえ味わった気がする。

大学院の原書講読では講義に必要なものはプリントで渡されたが、実物に触れるためには研究図書室から借り出す以外にない。しかも貴重な文献は各教授が占有している状態であるから、先輩の助手が教授から借り受けたものを拝借してやっと見る事ができた。従って折角入手する事ができたとしても、長く置くことは許されない。早速

ノートに手書きで写し取ることになる。Hugo Sinzheimer の "Grundzüge des Arbeitsrechts" などは徹夜で全頁を数冊の大学ノートに写したことを記憶している。今これを見ると、コピー設備の整った現在では全く無駄な労力であり、異様にさえ感じるが、読書には視覚からばかりでなく「体で覚える読書」というようなものもあるのかもしれない。

社会での第一歩は公務員として労働委員会の業務に携わった。最初の仕事は、労組法18条に基づく労働協約拡張適用申立事件の処理であった。この種の事件は、法施行以来全国的にも稀少であるばかりでなく、学説もドイツの一般的拘束力宣言制度に由来すると紹介されている程度で、解釈についても定説的なものはなかった。そこで心掛けたことは、事実の正確な把握とこれに関する文献・資料を網羅することによる「徹底することの自信」をもつことであった。調べていくうちに、書物で得られる知識の集積と現実の事件との間には、かなりのギャップのあることに気づいた。そこで事件の終息を待って、これらのことをまとめて『労働組合法第18条適用上の諸問題』として発行し、全国の関係機関に配布した。この小冊子は現在でも18条問題に関する最も詳細な資料ではないかと思っている。(労働法)

社会人と読書

八尋法律事務所 松岡茂行

「読書」とは書物を読むこと、と定義されている。書物を読むということだけであれば、仕事上も個人的にも書物とは縁の切れない環境にあって、社会人としては特異なケースともいうべきであろう。

私の勤務先は先輩の法律事務所である。勤務するといっても、私自身も又法曹を志して勉学中の身であるから、仕事の負担は極力省いてもらっている。厳密な意味では社会人とはいえない。事務所は開業後ようやく三年を経たばかりで、古い蔵書はないが、ひとつおりの法律書は揃っている。弁護士にとっての法律書は芸者の衣装と同じである、というのが弁護士のモットーだからである。

法律事務所というよりも弁護士の仕事は、法律問題の処理にあり、その処理のためには書物を読むことは不可欠である。ごく稀な例外的場合を除いて、書物なしに事件の処理を済ませることはできない。民事の紛争といっても、相続や交通事故の損害賠償事件などいろいろあるが、その中から医療事故ひとつを例にとっても外科の事故もあれば内科の事故もあり、依頼を受ければ医学的知識なしに済ますことはできない。

ただ、そういう作業は補助ができる性質のものではないから、今の私には縁がなく、ごくたまに弁護士の指示を受けて、判例を調べたり、訴訟書類の書式を調べたりする程度である。

個人的に書物と縁が切れないのは司法試験に挑

戦中だからである。狭い部屋の中には、かなり処分したつもりであるが、基本書、判例集、問題集から受験雑誌までかなりの量、トイレットペーパーと交換しても使いごたえがありそうな程度にはなる。中には買ってそのままの書物もあるが、他方では八年ごしに十回以上読んだ本もある。受験科目が七科目とはいえ、最小限度の基本書だけでも二十冊近くにはなるので、あれやこれや目を移していると収拾のつかない状態になる。しかも試験は五月に始まって十一月まで続くから、準備の期間を含めると、ほぼ丸一年が受験期間となる。のんびりやっているつもりでも、毎年確実に近視の度合いは深まる。

以上のように書物とは縁のある生活ではあっても、いわゆる読書との縁は逆でない。ベストセラーなどはついぞ読んだことがないし、文学書にも縁がない。そういう意味では、私の書物とのかかわりは限定された範囲の、特異なあり方といえるかもしれない。しかし、私自身はそのような書物とのかかわりに不満はない。感性を磨く読書というものが一方にあれば、他方に理性を磨く読書のスタイルというものがあってもよいのではないか。確かに法律書の中には、思わず涙するような感動はないが、解釈に賭ける厳しい法律家の人生がある。とかく無味乾燥と思われがちの解釈を導く決定を支えているものは、まさにその解釈者の世界観である。また学ぶことは抽象的な法解釈であっても、その対象はあくまで具体的な人間の行為であり、そういう意味では法律書にも人間臭さはあると思う。

(昭和54年度 法学部卒)



図書館の思い出



文学部児童教育学科4年 北山 仁美

何のために大学へ来たのか。私の場合、人格を磨き、且つ本を読むためであった。いざ大学に入ってその生活に慣れてしまうとすっかり忘れてしまったが、卒業を目前に控えた今、4年前の一途な気持ちがふとよみがえってくる。

大学の入学式を迎える頃、私はまだ見ぬ図書館に思いを馳せていた。いかに本が多く、また広々とした図書館であろうか。初めての図書館を訪れることは、私にとって新しい本の一頁を開くことと同じように、胸がわくわくする出来事なのであった。

4年間を振り返ると、随分と種々雑多なことで図書館を利用してきた。レポートを書く時は勿論、試験前にあわてて本を借りることもあった。幼稚園、保育園実習中に夕方遅く来たこともあった。図書利用カードに記された書名を見れば、大体その頃の自分の様子がわかるほどである。思い出せば思い出すほど、大学生活を過す中で自分がいかに深く図書館と係わり合ってきたかを知らされる。

卒業と同時にこの図書館からも離れることになるだろう。社会人となってからは、市民図書館、県立図書館が私を待っているに違いない。けれども、卒業証書と共に図書利用カードを、大学生活の宝としたい。

法学部法律学科4年 山口 正行

私が図書館を利用し始めたのは3年の時、本格的に利用し始めたのは、就職活動の始まった4年の後期であったからあまりに遅すぎたように思う。しかし短い利用期間であったが、図書館での勉強は有意義であった。まずその設備、環境の良さは自宅や下宿では考えられない事であった。夏は涼しく、冬は暖かく、冷暖房完備で一年中快適に勉強できる。そして専門書の豊富さは一生かかっても読みきれない程である。大学で使用する本は高校までのものと違い、非常に高価である。手続きをすると帯出可能であるから買うより図書館を利用した方が良い。自分で買った本は、いつでも読めると思うから、なかなか読もうとしない。その上、テレビ等の誘惑に負け、つい読み始める機会を失ってしまった、というのが私の体験である。しかし図書館ではこういった事はないし、受付の方は親切に対応してくれる。勉強をするのにこれ程ふさわしい場所はないと思う。

間近に卒業をひかえた今、もう少しはやく図書館を利用していれば、この4年間の学生生活もまた違った意味で充実したものとなっていただろうと思う。在学生ならびに4月に入学してこれら新入生の皆さん、図書館を上手に利用して下さい。それは皆さんの目標達成に必ず役立ちます。そして悔いのない学生生活を送って下さい。

各種研修会参加レポート

大学図書館職員講習会

西 納 正 和

昭和57年11月16日～19日までの4日間、文部省主催の標記講習会（京都会場）が京都大学薬学部において開催された。

約100名の図書館員が受講者として参加した。

この講習会の目的は、大学図書館活動を促進するため、大学図書館の中堅職員に、図書館業務の最新の知識および専門的技術を習得させ、その資質の向上を図るもので、講師およびテーマは次のとおりであった。

第1日目は、高村仁一氏（京都大学附属図書館長）の「大学図書館の使命」、田保崎彬氏（文部省情報図書館課長）の「学術情報システムにおける大学図書館の役割」、倉橋英逸氏（文部省情報図書館課専門員）の「学術情報センターシステム開発調査概要」、松村多美子氏（図書館情報大学教授）の「海外における学術情報流通体制の動向」、第2日目は、前田正三氏（大阪大学附属図書館）の「一次資料の収集整理と相互利用」、渡辺豊英氏（京都大学大型計算機センター助手）の「大型計算機センターにおける情報検索システムの現状」、第3日目は、小田泰正氏（京都産業大学理学部教授）の「書誌情報の国際的標準化とMA

RCの利用」、中川裕志氏（横浜国立大学工学部助教授）の「将来の図書館像」、西之園晴夫氏（京都教育大学教育学部教授）の「科学教育文献データベースの形成とその利用」、第4日目は、木村豊氏（文化庁文化部著作権課長補佐）の「著作権に関する今日の問題」、坂東瑞昭氏（京都大学附属図書館整理課長）の「大学図書館のシステム化」、以上のように講義は広範にわたるものであった。その中で特に印象に残ったのは小田泰正氏の講義で、「JPNマークの問題」に触れられ、現在JPNマークの効率が余りかんばしくないため、その問題点を指摘された。たとえば、目録記入・フォーマットおよび主題検索等、かなりの問題点があるとのことで、本学ではJPNマークを採用することが決定しているものの、実施するには電算機メーカー・電算機センターおよび図書館員が一体となって取り組む姿勢が必要であることを私は痛感した。

また著作権に関する問題等についても関心が薄かった私にとって、この4日間の受講はいろいろな意味で収穫が多かった。

（本館司書・資料係）

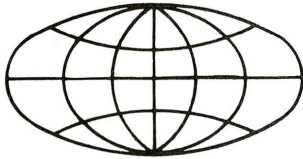
第14回国連寄託図書館会議

小 嶋 哲

私は、昨年の11月18・19日の2日間に渡り、静岡県の日本文学国際関係学部で開催された第14回国連寄託図書館会議に出席した。この会議は、国連寄託図書館の担当者が、研究発表、業務上の問題点の検討、その他いろいろの情報交換を行うことにより、国連資料利用者へのレファレンスサービスの充実、また各図書館間の連帯を深めて業務の円滑化を計る事を目的として開催されている。第1日目、国際連合広報センター 福田菊女史の挨拶の後、日大国際関係学部教授 高橋通敏氏により、「国際政治と国連議事録」と題して講演があった。午後から、各図書館担当者による報告が行われた。報告事項は、国連出版物「Manual for United Nations Information Centre Libraries」に沿って行われ、(1)国連資料の概要 (2)資料検索のツールである UNDI, UNDEX, UNDOC の特徴と比較について (3)資料の入手方法、図書館サービス

に必要な知識や規則 (4)市販資料について等であったが、この業務に携わって半年ほどの私にとって全てが新鮮かつ興味深い事ばかりで、1日目はあっという間に過ぎたように思えた。2日目は、(1)国連の宇宙平和利用活動についての報告から始まり、文献を交えてのこの報告は、内容もさることながら資料にかなり精通されているという感じを受けた。その後、(2)国内にある国際機関関係資料センターの現状と出版物の紹介、(3)主題別検索の際に使う言葉の用語集である「シソーラス」の使用法について、(4)各館のレファレンス事例等の報告があった。最後に、国連への要望、次期開催地の決定を行い、2日間に渡る会議は終了した。今回の会議は、国連寄託図書館業務をやっていく上で大変役立つものとなったばかりでなく、私に新たな業務への課題と刺激を与えてくれた。

（本館司書・国連係）



外国図書館シリーズ

— フランス —

国立図書館 (パリ)

Bibliothèque Nationale

58, rue de Richelieu, 75084 Paris CEDEX 02

文学部教授 有田 忠郎

パリのオペラ座からほど遠からぬ第2区リシュリュー街58番地。ここがフランス最大で最も充実した「国立図書館」である。黒ずんだ建物の壁が続く途中に、さほど広くもない門が開いているだけだから、知らない人はそのまま通りすぎてしまうだろう。門を入ると舗石を敷きつめた中庭で、右手の建物に一般利用者のための玄関がある。そこを入ると、ロビーを隔ててすぐ図書閲覧室。左方に廊下をたどれば定期刊行物の閲覧室になっている。ロビーには、図書館所蔵の古地図や時禱書等を複製にした絵葉書、図書館刊行のカタログ類を並べた売場がある。

というわけで、私のような一般利用者が普段出入りする範囲は、あまり広くはない。しかし、上記二つの閲覧室を含めて16,500平方メートルに及ぶこの図書館に收藏された刊行物は膨大な数にのぼる。中央書庫は11層で、その書架を繋ぐと110キロメートルもの長さになるという。蔵書数は900万冊を超え、定期刊行物は昔のものとは現に刊行中のものを合わせて50万種以上。他にパピルス文書、死海文書から現代のブルースト、ヴァレリーに至る貴重な写本・手稿類を収めた部屋、1,200万枚の版画と200万枚の写真を蔵する部屋、13世紀以来の古地図室、古銭・メダライユ室、楽譜室等、およそ考えられる限りの文献・資料がここに集中しているわけである。

それもそのはず、パリの国立図書館の沿革は古く、16世紀初頭の国王フランソワ1世に始まる。現今の充実の基礎を作ったのはルイ14世とその側近コルベールで、王室の蔵書を出発点に、購入・寄贈・交換等によって収蔵数を増やしてきた。すでに1537年に、フランス国内のすべての刊行物を一部ずつ寄贈することを義務づける勅令が出されたが、これは1943年の法令化でレコードや写真

類にまで及ぼされ、収蔵資料の整備が一段と進んだようである。

従って、研究者がこの図書館から受ける恩恵は一通りではない。約400席ある一般図書閲覧室の机は、シーズンにもよるが満席のことが多く、しばしば小さな待合室で席があくのを待たなければならないほどである。しかし、入館資格を得るのは比較的簡単で、事務室で身分証明書(パスポートでもよい)を見せ、渡された書類に図書館の利用目的、過去の業績等を書き込んで写真を貼り、100フラン(約3,500円)を払えば、OKである。

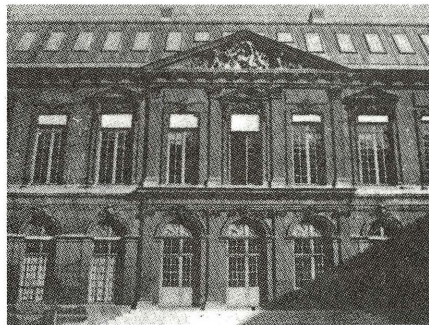
閲覧室で、必要な図書の分類番号をカードに記入し(各種の書誌と目録カードは地階に完備)、正面奥の受付に提出

しておく。すると、何と上っ張り姿の係員がこちらの席まで書物を届けてくれる仕組みになっている。昔の慣習をそのまま残しているのだろうか。紳士扱いを受けるようで悪い気はしないが、注文してから1時間、時にはそれ以上かかるのが難点

である。但し、退館の際、返却ではなく保管しておいてもらい、翌日来館してすぐ再借用できる便法もある。館外貸出しは一切なし。コピー・サービスは簡単で、閲覧室に隣接した小部屋ですぐやってくれる。枚数が多い時はチケットを買えば割安になるが、平均して1枚1.5フラン(50円強)。版權が切れている古い書物でも、硬い表紙や革装の分厚いものは、コピーを断われた経験がある。

さて、仕事に疲れて一服と思っても、館内は言うに及ばず、中庭でも禁煙になっている。しかし通りを一つ隔てた向い側に小さな公園があり、フランスの四つの河を象った女神像の立つ美しい噴水がある。ベンチに座って、群れ遊ぶ鳩を眺めながら一休みするのも、パリ生活の楽しみの一つである。

(フランス文学)



資料紹介

■ American Digest System

7th 38vols. 8th 50vols. General vols. 1-33.

(West Pub. Co., New York)

アメリカ判例要約集

法学部教授 西井龍生

かねて昭和57年度私立大学研究設備整備費等補助金によって上記の書籍を購入してもらおう希望していたところ、文部省の助成金では購入することができなかったが、本学の特別の計らいによってこの度購入して頂けることになった。大学の配慮に対して深く感謝しているところである。

この叢書はアメリカ全域における法学研究の成果を探索するための手引書である。周知のようにアメリカ合衆国においては、州ごとに法律を異にし、それぞれの州は三審制で最高裁判所を有している。また、州際あるいは各州にまたがる合衆国法も有している。したがって、法律、判例を探索、調査することは多大な困難と手間を伴う。本叢書はこのようなアメリカ法研究の困難を克服

するために編まれたものであり、各時期における学術論文(判例研究を含む)を網羅している。われわれはこの叢書により合衆国および各州の法律の各部門について、必要文献を渉猟することができるようになったのである。

今回購入したのは、目下刊行中のGeneral vols. 33冊を含む、8th vols. 50冊および7th vols. 38冊の3セットである。判例も多く、理論的にも深さを加えているかの国の製造物責任(薬品、化粧品、食品を含む)、学校事故、医療事故、名誉棄損、プライバシー、環境破壊等についての最新の研究の現状を知ることができるであろう。これらの業績がわが国の研究の進展にも大きな影響を及ぼしたことを考えると、今後いつそう本叢書の活用をはかり、研究に大いに役立てたいと考えているところである。

(民法)

■ Doctoral Dissertations on Linguistics

(University Microfilms Inc., Ann Arbor)

言語学学位論文集

文学部助教授 川瀬義清

言語学は古くて新しい学問である。ギリシア哲学の昔から今日に到るまで、言語の研究は学問の中心的課題の一つであった。その言語学において、最近のN. Chomsky等の生成文法による言語研究がはじまって以来の発達には、目ざましいものがある。最近の研究は単に従来の言語学にとどまらず、哲学、心理学、社会学、数学、更には情報科学といった隣接分野にまでその枠を広げ、学際的研究として発展してきている。

このような状況において言語学を研究するものにとって、最新の研究動向を知ることが重要になってくる。論文を書くにあたって、新しい文献に目を通していかないかによって、その内容は変わってくる。研究者が求めている、このような最新の情報を与えてくれるものとして学位論文がある。学位論文は、最新の研究成果であると同時に、文献等の情報源としても大きな役割りを果たしている。しかし、従来学位論文を手に入れることは必ずしも容易なことではなかった。個人的なツテをたどって著

者から手に入れるか、本となって出版されるまで数年待つしかなかった。(もっとも、必要な論文が必ず出版されるとは限らない。重要な論文であっても今だに出版されていないものも少なくない。)また手にはいるにしてもかなり高価なものである。

本学図書館では、ここ数年このような言語学の分野の学位論文の収集に努めてきた。その数は今回新たに加わる140冊を含め全部で約300冊にのぼる。これらは1970年から1980年にかけてアメリカの大学を中心に発表されたもので、多くの重要な論文を含んでいる。現在これだけの数の言語学関係の論文を収集しているところは、西日本ではあまりなく、必要な論文が身近にあるということは、研究を進めるにあたって非常に有益なものである。学位論文は毎年発表されており、この資料は完結することはない。今後も必要な学位論文は少しずつでも手に入れ、本資料の充実をはかってゆきたい。

(英語学)

UNITED NATIONS  NATIONS UNIES

国連寄託図書館だより — その② —

EC資料センターについて

Q. EC資料センターとは何ですか？

EC委員会により、欧州関係文献専門の資料センターとして援助されたもので、EC各機関の出版物や資料を無料で受入れているが、単に大学におけるEC研究の手助けをするだけでなく、周辺地域全体にECの理解度を深めるための拠点としての役割も兼ねている。現在、日本には10館あり、九州では西南にだけ設置してある。

Q. EC資料とはどんな機関から発行されたものを言うのですか？

EC資料とは、(a)欧州委員会 (b)欧州理事会 (c)欧州議会 (d)欧州投資銀行 (e)欧州裁判所 (f)会計監査院 (g)欧州統計局 (h)経済社会評議会の各機関から発行されたものを言う。

Q. 上記の各機関から発行されている出版物を1、2あげて下さい。

(a) 欧州委員会 Directory of the Commission of the European Communities. - 年2回刊 (委員会の組織や各担当職員を掲載)

Programme of the Commission - 年刊 (委員会の年間プログラム)

(b) 欧州理事会 Review of the Council's Work - 年刊 (1年間の活動内容を掲載)

(c) 欧州議会 Debates of the European Parliament - 逐次刊行 (討議議事録) Rules of procedure (手続規則を説明)

(d) 欧州投資銀行 European Investment Bank: Annual Report - 年刊 (年次活動報告書)

(e) 欧州裁判所 Proceedings of the Court of Justice of the European Communities - 週刊 Reports of Cases before the Court (1965~1979.4まで所蔵 - 欠号多) (各訴訟に対する判決・意見が掲載)

(f) 会計監査院 Annual Report; pursuant to Article 78f(5) of the ECSC Treaty, Financial year - 年刊 (1977~1979まで所蔵)

(g) 欧州統計局 Eurostatistics - 月刊 (EC加盟国の経済活動を統計で分析)

(h) 経済社会評議会 The Economic and Social Committee 1958~1978 (組織、役割を簡単に説明) - 当館に所蔵なし。

Q. EC資料は、どんなカテゴリーに分れているのですか？

1. 機構・総論	10. 開発、援助
2. 共同体法	11. 研究、科学、教育、 情報処理
3. 対外関係、貿易	12. 財務機構、税制
4. 経済、財政問題	13. 地域政策
5. 域内市場、産業問題	14. エネルギー
6. 競争	15. 信用、投資、予算
7. 雇用、社会問題	16. 関税同盟
8. 農業、漁業	17. 環境、消費者保護
9. 運輸	

Q. 前号で紹介された国連の文書のように各機関の議事録や活動内容を迅速に伝える資料がECにもありますか？

Official Journal of the European Communities (EC官報) がこれに当り、本官報は次のような3つのシリーズに分れており、それぞれ日刊となっている。

• Lシリーズ: Legislation

関税同盟及びEC農業政策に関する委員会の指令や、他の立法関係の情報が掲載されている。

• Cシリーズ: Information and notices

EC各機構の情報や活動記録、欧州議会の議事録の詳細、欧州裁判所に関する記事、経済社会評議会や会計監査院の意見、農産物の入札関係の告示が掲載。

• Sシリーズ: Supplement

主としてEC開発基金による公共事業の契約や商取引に関する情報が掲載。

(次号は、EC資料の検索方法とOECD協力資料館の紹介を予定)

(本館司書・国連係 小 嶋 哲)

☆ ニュース・お知らせ ☆

＜図書館委員会＞

- 57.10.29 ①57年度私大助成ならびに関連事項の事後処理について
 ②教員貸出図書の確認について
 57.11.19 ①58年度図書館予算の申請について
 ②私大助成の申請方法ならびに事後処理について

＜研修・出張＞

- ・57年度全国図書館大会
 57.10.14～16 於：福井市
 糸園館長、刀根司書長出席
- ・57年度福岡県・佐賀県大学図書館協議会
 福岡地区研究会（当番館：東海大学附属図書館福岡分館）
- ・第1回研究会
 57.10.22 於：福岡市天神 ガーデンパレス
 今永課長補佐、荒川、杉野両司書出席
- ・第2回研究会
 57.11.19 於：九州大学附属図書館
 杉野司書出席
- ・第3回研究会
 58.1.21 於：福岡市天神 ガーデンパレス
 今永課長補佐、荒川、杉野両司書出席
- ・57年度文部省大学図書館職員講習会
 57.11.16～19 於：京都大学
 西納司書出席
- ・第14回（1982年度）国連寄託図書館会議
 57.11.18,19 於：日大三島学園
 小嶋司書出席

＜マイクロ・リーダー・プリンターの設置＞

マイクロ形態（フィルム、フィッシュ等）での資料を見たり、また複写する機器として、マイクロ・リーダー・プリンターがありますが、今までの機種は古くなり利用にたえられなくなって、利用者には大変ご不便をおかけしましたが、今度、画面サイズ、複写サイズともA3まで可能な完全乾式方式のものを設置しました。

既に利用されている方もおられますが、大方の利用を期待します。

なお、1枚当りの複写料金は下表のとおりです。

利用者区分 サイズ	学 内	学 外
B 5	15 円	20 円
A 4	20 円	30 円
B 4	30 円	40 円
A 3	40 円	50 円

＜在庫調査の実施＞

去る3月8日～15日にかけて、例年のとおり年1回の蔵書点検を行った。図書館所蔵の約40万冊の図書について、1点1点現物との照合調査を行い、併せて目録、原簿等の整備をはかった。

この間利用者の皆さんにはご迷惑をおかけしました。

＜アジア財団よりの視察＞

去る1月27日にアジア財団の櫛部ふじ女史が、同財団より本学に寄贈された図書等の整備状況の視察、その他今後の打合せのため来館された。

なお、1981年度には、同財団より2,500ドル相当の寄贈図書を逐次受け入れた。

告 知 板

○春休み中の開館

2月5日（土）～4月9日（土）の春休み中も、平常通り9時～21時まで開館します。但し、学習室は閉室します。

○春休み長期貸出

1月27日（木）～4月22日（金）

（但し、卒業予定者は2月末日まで）

対象および冊数	学部学生	} 5冊以内
	専攻科生	
	留学生別科生	10冊以内
	大 学 院 生	20冊以内

○卒業後の図書館利用の手続き

本学卒業生は、社会に出てからも職務上の研究・調査など、あるいは自己の教養・知識向上のため本学図書館を利用することができます。利用希望者は特別利用者規則に従ってご利用ください。特別利用者証発行については、次のものを提出しなければなりません。

- | | |
|------------------|------|
| ① 特別利用許可願（本館備付） | 1 通 |
| ② 卒業証明書 | 1 通 |
| ③ 証明書用写真（3×4 cm） | 1 葉 |
| ④ 印 鑑 | |
| ⑤ 手 続 料 金（1ヵ月） | 100円 |

※入館、貸出手続きは在学中と変りませんが、貸出冊数および期間は年間（休暇中を含め）を通じて3冊、11日以内です。